

答 申

第1 審議会の結論

杵築市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、「杵築市立杵築中学校の移転・新築工事に関する年度毎のすべての支出明細及び支払先がわかる文書」（以下「本件対象文書」という。）のうち、個人及び法人に対して支出した個々の移転補償費及び土地購入費を不開示としたことは妥当ではなく、開示すべきである。

第2 審査請求及び審議の経緯

- 1 審査請求人は、令和3年11月1日、杵築市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、本件対象文書の開示請求を行った。
- 2 実施機関は、同月12日、本件対象文書につき、部分開示決定を行った。
- 3 審査請求人は、令和4年2月7日、実施機関が行った部分開示決定に対し、「移転補償価格及び土地購入費」を開示しないことについて審査請求を行った。
- 4 同年3月14日、第1回杵築市情報公開・個人情報保護審議会が実施された。
- 5 実施機関は、同月16日付けにおいて、弁明書を審査請求人に送付した。
- 6 審査請求人は、同年4月22日付けにおいて、弁明書に対する意見書を提出した。
- 7 同年6月7日、審査請求人の申出により、審査請求人による口頭意見陳述を実施した。
同日、第2回杵築市情報公開・個人情報保護審議会が実施された。
- 8 審議会は、実施機関に対し、同月21日付けにおいて質問書を送付した。
- 9 実施機関は、審議会に対し、同月30日付けにおいて、回答書を提出した。
- 10 同年7月14日、第3回杵築市情報公開・個人情報保護審議会が実施された。

第3 審査請求の趣旨

本件審査請求は、条例第6条の規定に基づく令和3年11月1日付け開示請求に対し、同月12日付け教総第1477号にて実施機関が行った本件対象文書の部分開示決定（以下「本件決定」という。）の一部取消を求めるものである。

第4 本件決定に対する双方の主張について

1 実施機関の主張の要旨

(1) 令和4年3月16日付け弁明書

ア 個人に対して支出した個々の移転補償費及び土地購入費について

金額を開示した場合には、当該金額の多寡や土地の所在によって、近隣住民及び関係者においては被補償者及び土地売却者が誰であるか容易に推測される可能性は否定できないことから、条例第7条第2号に該当するため、不開示情報である。

イ 個人及び法人に対して支出した個々の移転補償費及び土地購入費について

移転補償費等を公開とする場合、交渉時に移転補償費等が公開される可能性があることを伝えなければならないが、この場合、市と地権者等の信頼関係及び協力関係が損なわれ、契約締結に応じない可能性がある。また、公開した移転補償費等の額が基準とされることで、交渉が長引き、契約締結に至らないことも想定される。

したがって、条例第7条第6号イに該当するため、不開示情報である。

(2) 令和4年6月30日付け回答書

ア 個人に対して支出した個々の移転補償費及び土地購入費について

登記記載の不動産に関する情報と移転補償費等の金額を照らし合わせることで個人を識別できる。抵当権の設定状況によっては個人が識別される。金額の多寡により個人を識別できる。

イ 個人及び法人に対して支出した個々の移転補償費及び土地購入費について

金額が開示された場合、交渉相手が将来、評価要因・評価時点の違いを正しく認識しないまま、自己算定した価格等に固執したり、鑑定書の内容を争う等して、より高額でないと買収に応じないと主張するおそれがあり、交渉が大幅に長引き、場合によっては、事業自体が遂行されない事態もあり得るが、これにより不利益を被るのは市民である。

交渉の相手方は契約金額を公にしてほしくないと考えるのが通常であるため、開示をおそれて買収に応じない者も予想され、円滑な事務の遂行に支障が生じるおそれがある。

また、法人に対して支出した個々の移転補償費及び土地購入費については、法人にとって営業上重要な資産である土地の売却等に関する情報は、重要な経営情報であり、以後の取引に悪影響を及ぼす可能性があることから、条例第7条第3号本文に該当する。

2 審査請求人の主張の要旨（令和4年4月22日付け意見書及び同年6月

7日口頭意見陳述)

(1) 個人に対して支出した個々の移転補償費及び土地購入費について

情報開示による推測可能性が根拠になるのであれば、拡大解釈によりすべての情報が不開示になりかねない。また、個人名を開示しないのであれば、個人を推定することはできても確定することはできないことから、移転補償費等を「個人に関する情報」というには無理がある。

(2) 個人及び法人に対して支出した個々の移転補償費及び土地購入費について

移転補償費等を公開とすると、なぜ交渉における市と地権者等の信頼関係及び協力関係が損なわれるのか不明である。

むしろ、金額が開示されることにより贈収賄などが秘密裏に行われる可能性がなくなるから市民の市政への安心感と信頼は高まる。

また、事前に金額が開示されることにより、交渉が長引くのではなく、むしろ交渉時間が減り、行政の効率化につながる上、基準値があることにより恣意的運用ができなくなる。

土地によって評価額が異なるため、都度交渉が必要であるのは当然であるから、交渉が必要なことは不開示の理由とならない。

第5 審議会の判断

1 総論

本件に係る論点は、次の①から③であることから、以下、項目毎に詳述する。

- ① 個人に対して支出した個々の移転補償費及び土地購入費が条例第7条第2号に該当するか
- ② 個人及び法人に対して支出した個々の移転補償費及び土地購入費が条例第7条第6号イに該当するか。
- ③ 個人及び法人に対して支出した個々の移転補償費及び土地購入費が条例第7条第3号本文に該当するか。

2 ①個人に対して支出した個々の移転補償費及び土地購入費が条例第7条第2号に該当するか。

(1) はじめに

まず、条例第7条第2号は、「個人に関する情報」であって、かつ「特定の個人を識別することができるもの」又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示としている。

この点、実施機関は、条例第7条第2号の「個人に関する情報」に該当

することを理由にその他の要件を検討することなく不開示としているが、実施機関の主張を実質的に考察すると、「特定の個人を識別することができるもの」の該当性も検討の上、不開示としているようであるから、以下、実施機関の主張が条例第7条第2号に照らし、理由があるものかどうかという観点から検討を行う。

(2) 「個人に関する情報」の該当性

まず、「個人に関する情報」とは、氏名、住所、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。

本件についてみると、個々の移転補償費及び土地購入費は、個人の財産に関わる事項であり、その他一切の個人に関する情報といえ、「個人に関する情報」といえる。

(3) 「特定の個人を識別することができるもの」の該当性

実施機関は、移転補償費及び土地購入費を開示すれば、不動産登記における地番、地目、地積等と照らし合わせることで金額の多寡等により個人を特定できると主張する。しかし、本件においては、不動産登記情報と金額の多寡により売主を絞り込むことはできるが、特定の個人を識別することまではできない。

次に、実施機関は、抵当権を設定していた場合、当該抵当権の記載により個人を特定できると主張するが、本件において金額と抵当権に関する情報が相まって個人が識別される事態は確認できなかった（個人が識別可能な案件は抵当権に関する情報が開示されることで既に個人が識別される事態が生じており、情報開示により個人の識別を回避するという観点からは抵当権に関する情報の開示について慎重に行うべきであったといえる。）。

最後に、実施機関は、突出して高額な売買代金を受け取っている者については金額の多寡により個人が特定されると主張するが、前述のとおり、金額の多寡により直ちに個人が特定される状況は確認することができなかった。

以上より、「特定の個人を識別することができるもの」に該当するといえない。

(4) 小括

以上から、個人に対して支出した個々の移転補償費及び土地購入費が条例第7条第2号に該当するかという問題について、実施機関の主張が正当ということとはできない。

3 ②個人及び法人に対して支出した個々の移転補償費及び土地購入費が条

例第7条第6号イに該当するか。

(1) はじめに

「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、当該情報が開示されることにより、対象物の価格が著しく上下したり、条件が市の機関や国等の機関にとって不利なものとなる場合等財産上の利益が不当に害されるおそれがある場合又は事前に当該情報が開示されることにより、本来対等の条件で行われるべき事務事業が、市の機関や国等にとって不利なものとなる場合等、当該機関の地位を不当に害するおそれがある場合をいう。

(2) 条例第7条第6号イの該当性

本件についてみると、実施機関は、移転補償費及び土地購入費を開示することによって、将来同様の事務事業を行う際、地権者が既に開示された移転補償費及び土地購入費を参照した上で、鑑定書の細かな記載を捉えて内容を争い買収に応じないと主張するおそれがある等主張している。

しかし、実施機関が懸念する事態は、事前に移転補償費及び土地購入費を開示したことが直接的な原因というよりは、交渉相手の性格や人格等の人的要素によるものと考えられ、事前に移転補償費及び土地購入費を開示することで将来行われる事務事業が一般的に看過できない程難航する事態が生じると認めることは困難である。むしろ、一般的には、事前に移転補償費及び土地購入費を開示することによって、交渉相手としては、市の対応姿勢（適正な価格で売買を行っていること）を知ることができ、廉価売買等を持ち掛けられる等の不当な売買交渉の抑止に繋がると考えることもできる。

また、実施機関は、地権者は通常契約金額を公にしてほしくないことから、これを公にすることになった場合、交渉における市と地権者等の信頼関係及び協力関係が損なわれると主張している。

確かに、地権者が契約金額を公にしてほしくないという心情を持つことはありうるところであるが、情報公開は市が恣意的に行うものではなく、条例の規定に基づき請求者の求めに応じて行うものであり、市が地権者に対して背信行為を行うものではないのであるから、契約金額が公開され得るという事情から一般的に地権者等との信頼関係や協力関係が損なわれるということとはできない。

(3) 小括

以上から、個人及び法人に対して支出した個々の移転補償費及び土地購入費が条例第7条第6号イに該当するかという問題について、実施機関の主張が正当ということとはできない。

4 ③個人及び法人に対して支出した個々の移転補償費及び土地購入費が条例第7条第3号本文に該当するか。

実施機関は、法人にとって営業上重要な資産である土地の売却等に関する情報は、重要な経営情報であり、以後の取引に悪影響を及ぼす可能性があるとして、条例第7条3号本文に該当すると主張している。

しかし、まず、条例第7条第3号は、ア又はイに該当することが必要であるところ、実施機関が、このどちらに該当すると主張しているのか判然としないが、いずれであったとしても、実施機関において法人や個人の正当な利益を害するおそれ等について具体的な主張がなされているとはいえず、同号該当性があると判断することはできない。

5 結語

以上より、実施機関が、本件対象文書のうち、個人及び法人に対して支出した個々の移転補償費及び土地購入費を不開示としたことについて、実施機関の判断を正当ということはできないことから、第1記載のとおり結論とした。

以上